

平成31年度 松戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水戸数	39,536 戸
(2) 年間総給水量	7,636,000 m ³
(3) 一日平均給水量	20,863 m ³
(4) 主要な建設改良事業 施設改良費	274,467 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,662,295 千円
第1項 営業収益	1,362,061 千円
第2項 営業外収益	300,233 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,636,310 千円
第1項 営業費用	1,535,773 千円
第2項 営業外費用	90,536 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 457,943千円は、過年度分損益勘定留保資金 436,579千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,364千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	29,483 千円
第1項 負担金	29,483 千円

支 出	
第1款 資本的支出	487,426 千円
第1項 建設改良費	291,613 千円
第2項 企業債償還金	190,813 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 216,929 千円 |
| (2) 交際費 | 90 千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、24,776千円と定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健次